



JFRL 情報宅配

* 農林水産省 * (<http://www.maff.go.jp/>)

1. [新たな JAS 制度説明会の開催及び参加者の募集について]

JAS 制度については、本年 6 月の「農林物資の規格化等に関する法律（JAS 法）」の改正により、大きく変わりました。新たな JAS 制度は、農林水産品・食品の生産、製造を行う方だけでなく、保管、輸送、販売のほか、フードチェーンに携わる幅広い方に、商品、技術、取組をアピールするツールとして活用いただけるものになります。農林水産省は、平成 29 年 8 月 18 日（金曜日）から、「新たな JAS 制度説明会」を全国 15 か所にて開催します。

http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/syoku_kikaku/170803.html

★追加開催があります。また、説明会資料が公表されています。

<http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html>

2. [平成 28 年度食料自給率等について]

農林水産省は、平成 28 年度食料自給率及び食料自給力指標について、以下のとおり公表します。

<http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/anpo/170809.html>

3. [農業生産工程管理（GAP）に関する情報]

「関連予算及び事業の公募状況」等情報が更新されています。

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/index.html>

4. [東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた円滑な食品流通の確保に関する情報(出荷制限要請等の状況)について(随時更新)]

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/s_ryutu.html

* 厚生労働省 * (<http://www.mhlw.go.jp/>)

1. [平成 29 年度輸入食品等モニタリング計画の実施について(欧州産鶏卵のフィプロニル)]

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000174744.pdf>

平成 29 年 8 月 17 日 医薬・生活衛生局食品監視安全課

・EU（欧州連合）等における鶏卵のフィプロニル汚染に関する Q&A]他（食品の安全に関する Q&A)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/hokenkinou/qa/index.html

平成 29 年 8 月 18 日一部改訂

* 消費者庁 * (<http://www.caa.go.jp/>)

1. [岡村消費者庁長官記者会見要旨(平成 29 年 8 月 9 日)]

質疑応答「機能性表示食品について」など

http://www.caa.go.jp/action/kaiken/c/170809c_kaiken.html

* 内閣府 * (<http://www.cao.go.jp/>)

1. [消費者委員会 第 43 回食品表示部会（7/28）の開催結果 資料及び議事録の公開]

食品表示基準の一部改正に係る審議(消食表第 156 号諮問書(加工食品の原料原産地表示))

<http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/bukai/043/shiryuu/index.html>

* 食品安全委員会 * (<https://www.fsc.go.jp/>)

1. [「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題(平成 30 年度)」の策定について(平成 29 年 8 月 9 日 内閣府食品安全委員会事務局)]

https://www.fsc.go.jp/osirase/kenkyu_yusen_30.html

* (独) 農林水産消費安全技術センター(FAMIC) * (<http://www.famic.go.jp/>)

1. [広報誌「大きな目小さな目」の紹介]

(抜粋)

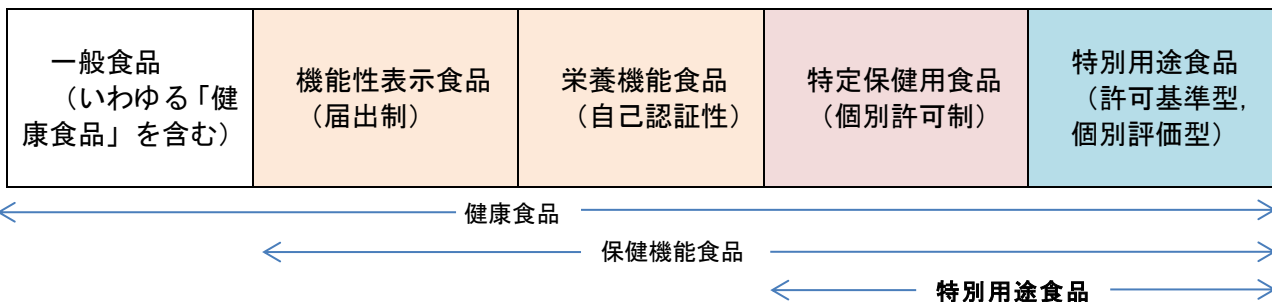
- ・DNAで見破る／前号に続き魚介類の種や原産地の表示を角印するために行っている、DNAを利用した検査法の後半部です。(前号もご確認ください)
- ・測定方法そのものの性能を確認する／FAMICで行っている食品の表示やJAS規格に関する検査について、目的を満たす性能を持つ測定方法についてご紹介します。

http://www.famic.go.jp/public_relations_magazine/kouhoushi/index.html

* 第174号のトピックス*

[特別用途食品の最近の動向]

国が定める健康食品に関する制度について、最近の動向を整理したいと思います。平成27年4月には新たに「機能性表示食品」制度が加わるなど、保健機能食品の制度が拡大する一方、その安全性や有効性に関する品質管理の徹底が求められています。



超高齢社会に向かって「病者用食品」、「えん下困難者用食品」などの特別用途食品の必要性は高まっており、平成29年3月の通知により特別用途食品のえん下困難者用食品のカテゴリーに「とろみ調整用食品」が追加されました。同時に、特別用途食品・特定保健用食品共に品質管理の一環として、少なくとも1年に1回、定期的に外部試験機関で試験検査を実施し、その結果の報告が義務付けられました。通知の主な変更点は下記の通りです。

●「特別用途食品の表示許可等について」(平成29年3月31日付消食表第188号)

(平成30年4月1日施行)

- ① えん下困難者用食品にとろみ調整用食品追加
- ② えん下困難者用食品の必要的表示事項に表示許可区分を示す図表を表示
- ③ 定期的な外部試験機関による試験の結果を毎年6月までに都道府県知事または消費者庁へ提出

●「特定保健用食品の表示許可等について一部改正」(平成29年3月17日付消食表第145号)

- ① 関与成分に関わる安全性や有効性に関わる情報等を入手した場合、消費者庁への報告の義務付け
- ② 定期的に国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所又は登録試験機関において許可試験と同等の試験検査を実施し、結果を毎年6月末日までに都道府県知事または消費者庁へ提出

弊財団では特別用途食品・特定保健用食品に関わる分析試験の受託で多くの実績がございます。平成27年12月に「特定保健用食品の表示許可等について」が一部改正され、特定保健用食品の許可試験の検査時期については申請者の責任の下、許可申請後にいつでも実施できるようになり、よりスピーディーに販売できるようになっています。

これらの申請試験・許可試験に加え、今回の年1回消費者庁提出用品質管理試験の受託を開始いたしました。今後一層の技術向上に注力し、行政の動きにあわせた試験を承ってまいります。まずはお気軽にお問合せください。

消費者庁 関連通知：http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/

配信元：一般財団法人日本食品分析センター (<http://www.jfrl.or.jp>)

内容に関するお問合せは、お客様サービス部 業務推進課までファクシミリでお願い致します。

業務推進課 Fax No. 03-3469-7268 まで